

「札幌黄ロゴマークデザイン」の使用に関する取扱要領

平成 24 年 9 月 3 日東区長決裁
最近改正 令和 3（2021）年 8 月 12 日

（目的）

第 1 条 この要領は「札幌黄ロゴマークデザイン」の適正かつ公正な使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領における「札幌黄ロゴマークデザイン」とは、東区役所が作成・保管するデータをいう。

（使用の承認等）

第 3 条 「札幌黄ロゴマークデザイン」は、個人、企業、その他団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 「札幌黄ロゴマークデザイン」を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、具体的使用案を添付した使用申請書（様式 1）を東区長に提出しなければならない。

（使用の不承認）

第 4 条 東区長は次の各号の一に該当するときは、使用を不承認とすることができる。

- (1) 札幌黄のブランドイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 宗教的宣伝活動に使用しようとするとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 使用申請書に虚偽の記載があるとき。
- (5) その他、区長が札幌黄のブランドイメージに照らして不相当と認めるとき。

2 東区長は使用の承認をした後でも、前項各号のいずれかに該当することが判明したときは承認を取り消すことができる。

（不正使用）

第 5 条 第 3 条及び第 4 条に定める事項に違反したことが発覚した時は、東区長は使用者に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者と連絡が取れない場合も含む。）は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

（使用期間）

第 6 条 「札幌黄ロゴマークデザイン」の使用期間は、一つの行事または企画の開始から終了までとし、最長で 3 年間とする。再申請を妨げない。

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(権利等)

第8条 「札幌黄ロゴマークデザイン」に関する一切の権利及び権限は東区役所に属し、それを使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(使用者の責任)

第9条 「札幌黄ロゴマークデザイン」の使用において、自己や第三者へ損害を与えた場合について、東区役所は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか「札幌黄ロゴマークデザイン」の使用に関し必要な事項は、東区長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成24年9月4日から施行する。

附則

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。